

災害対策基本法等の改正概要について

①地区防災計画関係(第42条第3項・第42条の2)

【背景・制度概要】

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるものとしたもの。

【主体】市町村防災会議 【施行時期】公布から1年以内(平成26年4月1日予定)

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村防災会議が行うこと |
|------|-------------------|--|--|
| 準備段階 | 地区居住者等に対し、提案手続等周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月中旬に、地区居住者等による具体的な提案手続に関して、内閣府令を公布予定 ※計画提案を行おうとするものは、その全員の氏名及び住所等を記載した提案書に地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、提出しなければならない ・今年中に、地区居住者等向け「ガイドライン」を公表予定 | ⇒法施行までの間に、地区居住者等に対し周知(HPへの関係情報掲載、説明会等)する。 |
| | 事務の流れについての検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年中に、市町村防災会議での運用に係る「指針」を公表予定 | ⇒法施行までの間に、市町村防災会議における手続等の事務の流れを検討する。 |
| 実施段階 | 市町村地域防災計画への規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災会議や地区居住者等に対する先進的な事例に関する情報提供等 | <ul style="list-style-type: none"> ⇒法施行後、市町村防災会議は地域防災計画に地区防災計画を規定可 ⇒提案があった場合、地区防災計画の地域防災計画への規定の必要の有無を判断。必要と判断した場合、地域防災計画を修正し、地区防災計画の一部又は全部を規定する。 |

②物資供給事業者等との協定等関係(第49条の3)

【背景・制度概要】

大規模広域な被害が生じた東日本大震災では、行政に加えて、民間の事業者や、ボランティア等が大きな役割を果たしたことを踏まえ、行政のみならず、民間事業者の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間事業者との協力に関する協定の締結等を、災害予防責任者(地方公共団体等)の努力義務として制度化することとしたもの。

【主体】 災害予防責任者 【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日) ※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|--------|--------------------------------------|---|
| 実施段階 | 協定の締結等 | ・災害予防責任者及び民間事業者双方に対する先進的な事例に関する情報提供等 | ・民間事業者との協定締結等 ・民間事業者等への周知(HPにおける関係情報掲載等) |

③指定緊急避難場所関係(第49条の4～6等)

【背景・制度概要】

改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられているところではなく、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定することとなる。

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|--------------------|-------------------------------------|--|
| 準備段階 | 施設等の指定に向けた準備 | ・9月中に、「異常な現象の種類」や「指定基準」等を定める政令を公布予定 | <p>法施行までの間に、政令で定める指定基準等を踏まえ、既存の避難場所について見直しの検討</p> <p>【検討内容】 ※現在調整中</p> <p>・「洪水」「崖崩れ」「土石流」「高潮」「地震」「津波」「地滑り」「大規模な火事」「噴火に伴う火山現象(「火砕流」「溶岩流」「噴石」などを想定)」の異常な現象の種類ごとに、政令で定める基準に適合するよう見直し</p> <p>①洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り、大規模な火事、噴火に伴う火山現象:安全区域内であるもの。ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は屋上への避難等が可能である施設についてはこの限りでない。</p> <p>②地震:施設が安全な構造であること、又は、場所・その周辺に地震発生時において危険を及ぼすおそれのある物がないこと。</p> |
| 実施段階 | 地域防災計画等への規定や住民への周知 | | 上記政令施行後できる限り速やかに、地域防災計画や防災マップ等に位置づけ、施設等の指定状況を住民に周知する。 |

※ 参考資料 指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準イメージ

④指定避難所関係(第49条の7~9等)

【背景・制度概要】

災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となる。

このことから地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するもの。

【主体】 市町村

【施行時期】 公布から1年以内(平成26年4月1日予定)

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|--------------------|----------------------------|---|
| 準備段階 | 施設等の指定に向けた準備 | ・9月中に、「指定基準」等を定める「政令」を公布予定 | 法施行までの間に、政令で定める指定基準等を踏まえ、既存の避難所について見直しの検討する。 |
| 実施段階 | 地域防災計画等への規定や住民への周知 | | 上記政令施行後できる限り速やかに、地域防災計画や防災マップ等に位置づけ、施設等の指定状況を住民に周知する。 |

※ 参考資料 指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準イメージ

⑤避難行動要支援者名簿関係(第49条の10～13)

【背景・制度概要】

高齢者や障害者等の「災害時要援護者」を災害から保護するため、市町村長が避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。この際、こうした名簿の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、全ての市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けることとしたもの。

【主体】市町村長

【施行時期】公布から1年以内(平成26年4月1日予定)

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|---------------------------------------|--|---|
| 準備段階 | 名簿の作成や名簿情報の利用・提供等について、地域防災計画に定めるなどの準備 | 全体計画や地域防災計画に定める必要がある事項については、別途、「ガイドライン」において示す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法施行までの間に、名簿の策定・活用等に係る事項につき、全体計画及び地域防災計画を策定 地域防災計画に定めるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ○避難支援等関係者となる者 ○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ○名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ○名簿の更新に関する事項 ○名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 ○要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 ○避難支援等関係者の安全確保 ・法施行後できる限り速やかに、名簿を作成する。 |
| 実施段階 | 避難行動要支援者名簿の利用・提供 | | <ul style="list-style-type: none"> ⇒平常時に、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 ⇒災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等のため、名簿情報の利用及び他の機関への提供を行う。 |

⑥インターネット等を活用した情報伝達関係(第57条・第61条の3)

【背景・制度概要】

東日本大震災において、市町村からの避難指示があつたにも関わらず、住民の逃げ遅れが発生し、避難誘導等に当たった防災関係者等の被害も生じたことを踏まえ、避難指示等の伝達手段の多様化(インターネットの活用等)を促進することとしたもの。

【主体】市町村・都道府県 【施行時期】公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|---|---|---|
| 準備段階 | 各事業者との 事前協議等 | ・改正法の公布と同時に、 <u>本規定の要件等について通知(技術的助言)</u> を发出済 | ⇒具体の手続(有償無償の別、有償の場合はその料金、連絡担当者、当該担当者への連絡方法等)や認定方法(「緊急を要するもの」、「通信のため特別の必要」)などについて、各事業者との事前の協議・協定の締結する。 |
| 実施段階 | 通信設備の 優先利用や インターネットを活用 した情報伝達等 | — | ⇒発災時に、住民等に対し警報や避難指示等を着実に伝達 |

⑦屋内での待避等の安全確保措置の指示関係(第60条)

【背景・制度概要】

既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置づけることとしたもの。

【主体】 市町村

【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|---------------|---|---|
| 準備段階 | 地域防災計画等の修正の検討 | ・改正法の公布と同時に、 <u>屋内での待避等の安全確保措置の指示の考え方等について通知等の技術的助言を</u> 発出 | ⇒地域防災計画等(別途「 <u>避難指示等の判断・発令マニュアル</u> 」を策定している場合は、当該マニュアル)の修正の検討を行う。 |
| 実施段階 | 避難指示等の発令 | — | ⇒発災時に、避難指示等を発令する。 |

⑧避難指示等に係る助言関係(第61条の2)

【背景・制度概要】

災害対応の経験に乏しいこと等により、市町村長が避難指示等の発令のタイミングを逃したり、その発令に躊躇したりする事態が生じていることを踏まえ、専門的な知見等を有する国・都道府県から市町村への助言に関する規定を整備し、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するもの。

【主体】 国・都道府県 【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|------------|---|---|
| 準備段階 | 市町村との事前調整等 | ・改正法の公布と同時に、 <u>避難指示等に当たっての助言の考え方等について通知(技術的助言)</u> を発出 | ⇒国、都道府県の現場の事務所等と連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、発災時における連絡体制等を構築するなど、平時より十分に連携強化を図る。 |
| 実施段階 | 避難指示等に係る助言 | — | ⇒市町村において適時適切な避難指示等を発令できるよう、市町村に対して避難指示等に係る助言を実施する。 |

⑨避難所等における配慮関係(第86条の6、第86条の7)

【背景・制度概要】

東日本大震災において、避難者の避難生活が長期化するにつれ、心身の健康を損なうなどの課題があったことを踏まえ、避難所における生活環境の整備について努力義務を定めるもの。また、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うことについて努力義務を定めるもの。

【主体】 災害応急対策責任者

【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日) ※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|---|---|--|
| 準備段階 | 避難所等における良好な生活環境の整備を進めるための準備 | <ul style="list-style-type: none"> 「<u>避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針</u>」の策定・公表 同指針を踏まえた取組の徹底に向けた、市町村の担当者を対象とした「<u>説明会(キャラバン形式)</u>」の開催 | ⇒取組指針を踏まえ、平常時より、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の組織体制等の整備 ・指定避難所等の周知 ・避難所等における備蓄の推進 ・避難所運営の手引きの作成等に努める。 |
| 実施段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に滞在する被災者 ・避難所以外の場所に滞在する被災者 の良好な生活環境の整備 | | ⇒取組指針を踏まえ、災害発生時に、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置と機能整備 ・多様なニーズを踏まえた避難所運営 ・福祉避難所の管理・運営 ・在宅避難者の生活環境への配慮 ・被災者台帳の活用等による避難所を拠点とした支援の実施 等により、避難所等における良好な生活環境の確保に努める。 |

⑩国による応援・代行関係(第74条の3・第78条の2)

【背景・制度概要】

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されることから、これに加え、国が都道府県の災害応急対策を応援する制度を創設するもの。さらに、都道府県や市町村の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されることから、国が、応急措置(特に急を要する災害応急対策である緊急輸送路確保のための緊急の瓦礫・土砂等の除去等)を代行する制度を創設するもの。

【主体】 国 【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国が行うこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|---|---|--|
| 準備段階 | 指定行政機関の長等による災害応急対策の応援、応急措置の代行について、防災業務計画、地域防災計画に定めるなどの準備 | 指定行政機関の長等が応援、代行の必要性や組織の体制等を確認した上で、あらかじめ防災業務計画に具体的に定める。 | 事前に関係する機関及び地方公共団体とが応援、代行関係を確認し、地域防災計画に定める。 |
| 実施段階 | あらかじめ包括的な措置を講じておくことにより、災害発生時に当該制度が円滑に行われ、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する | 発災時に個別の要請を待つことなく災害応急対策の応援が行えるよう、又は応急措置の代行が可能となるよう地方公共団体と協定等を締結し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 | 国の機関との応援、代行に関する協定を締結し、従来、他の法律に基づき又は応援協定等に基づき行われてきた地方公共団体間の応援とあわせ、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 |

⑪内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行関係(第86条の13)

【背景・制度概要】

第1弾改正(H24)において、市町村又は都道府県の区域を越えた、被災住民の受入れ手続等の枠組みを規定。これに加え、東日本大震災を超える人的・物的被害をもたらす大規模災害が発生し、都道府県や市町村の指揮命令系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合に備えて、国が、被災住民の受入れ手続を代行する制度を創設するもの。

【主体】 国 【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国が行うこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|--|---------------------------------------|--|
| 準備段階 | 国が被災住民の受け入れ手続きを代行できるよう、具体的な要件や手順を防災業務計画に定めるなどの準備 | 代行に関する要件や手順を、あらかじめ防災業務計画に定める。 | 被災者の広域避難にあたり、(地方公共団体における避難先、輸送手段の確保など具体的な環境について整理し、)国による代行の要件や手順について地域防災計画に定めるよう努める。 |
| 実施段階 | 具体的な要件や手順を定め、当該規定の柔軟な発動を可能とする | 地方公共団体と代行に関する要件や手順を確認し、円滑な広域避難を可能とする。 | 内閣府と代行に関する要件や手順を確認し、円滑な広域避難を可能とする。 |

⑫被災者の運送関係(第86条の14)

【背景・制度概要】

東日本大震災では、避難先に被災住民を運送する交通手段の確保に困難が生じたり、被災住民のマイカーによる移動により、円滑な避難に支障を来すなどの事態が発生したことを踏まえ、円滑な広域避難の実施のため、指定公共機関(運送業者)に対する被災者の運送の要請等に関する規定を整備するもの。

【主体】 都道府県

【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国が行うこと | 都道府県が行うこと |
|------|--------------|--------------------------------------|---|
| 準備段階 | 平常時からの準備 | ・改正法の公布と同時に、本規定の運用等について通知(技術的助言)を发出。 | ⇒平時より、各地域の実情に応じて指定地方公共機関の追加指定を行うことや、運送事業者(指定地方公共機関等)と十分な調整を図っておくことなどの必要な取組を実施。また、発災時における市町村の運送ニーズの把握の方法について検討する。 ⇒そのほか、平時より運送事業者と被災者の運送等に係る協定締結の取組を推進する。 |
| 実施段階 | 被災者の運送の円滑な実施 | — | ⇒発災時において、被災者の運送を円滑に実施する。 |

⑬安否情報の提供等関係(第86条の15)

【背景・制度概要】

東日本大震災では、被災者の安否について、個人情報保護条例との関係から被災者の家族等に回答することも逡巡した自治体があったことを踏まえ、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう、法律に明確な根拠を設けることとした。

これにより、都道府県知事又は市町村長は、災害発生時に、被災者の安否に関する情報について照会があった場合に、照会者に回答することができる。

【主体】市町村長・都道府県知事

【施行時期】公布から6ヶ月以内(平成25年10月1日予定)

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村又は都道府県が行うこと |
|------|---------------------|---|--|
| 準備段階 | 安否情報収集・提供に係る準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な安否情報の照会手続については、<u>9月中に、内閣府令を公布するとともに、運用に関する留意点等に係る通知を发出予定</u> 【内閣府令】照会・回答手法、照会者の範囲・確認方法など 【運用通知orガイドライン】情報収集場所・手段の例示(警察、消防、病院、避難所、他機関など) | <ul style="list-style-type: none"> ⇒法施行までの間に、安否情報の照会手続について、住民に対し周知できるよう準備する。 ⇒法施行までの間に、安否情報を提供するため必要な情報収集手段等について検討し、災害対応時の体制を整備する。 |
| 実施段階 | 災害発生時における安否情報の収集・提供 | | ⇒災害発生時に、安否情報を照会された場合、回答することができる。 |

※ 参考資料 安否情報照会手続の概要(内閣府令公布予定)

⑭ 罹災証明関係(第90条の2)

【背景・制度概要】

被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もあったことを踏まえ、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要となる体制整備に関する市町村の責務を規定した。

市町村長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明を交付しなければならない。

【主体】 市町村 【施行時期】 公布日施行(平成25年6月21日)※施行済み

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|-------------------|-------------------------------|--|
| 準備段階 | 罹災証明書の交付に備えた準備 | 先進事例や、罹災証明書をトリガーとする国の施策について紹介 | ⇒速やかに、罹災証明書の様式、職員の行動規定、申請の受付会場等、罹災証明書に関する行動規定について、地域防災計画等に定め、住民に対して周知する。被害認定基準に関し国が示す調査方法等を習熟する。 |
| | 災害発生時に備えた交付体制等の整備 | | ⇒必要に応じ、速やかに、職員の確保・育成、他の地方公共団体・建築士等との連携体制を確保等に努める。 |
| 実施段階 | 災害発生時等における証明書の交付 | | ⇒災害発生時に、申請があった場合、遅滞なく罹災証明書を交付。 |

⑮被災者台帳関係(第90条の3、第90条の4)

【背景・制度概要】

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成制度を創設。この際、こうした台帳の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成することができる。

【主体】市町村長 【施行時期】公布から6ヶ月以内(平成25年10月1日予定)

【行うべき事項】

| 項目 | | 国において示すこと | 市町村が行うこと |
|------|--------------------------|---|--|
| 準備段階 | 被災者台帳作成のための準備 | 被災者台帳に記載する事項については、法(第90条の3第2項)に定めるほか、9月中に、内閣府令を公布【内閣府令or運用通知】 情報収集手段等の例示 | 法施行までの間、台帳作成のため必要な情報収集手段等について検討し、災害対応時の体制を整備する。 |
| | 台帳情報の利用・提供に関する準備 | 台帳情報の提供に関し必要な事項は、9月中に、内閣府令を公布 | 法施行までの間、台帳情報の利用・提供方法等について検討する。 |
| 実施段階 | ・被災者台帳の作成 ・台帳情報の利用・提供 | | ・台帳を作成し、被災者に対する援護に活用 ・被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市町村内部で利用するとともに、外部に提供する。 |

※ 参考資料 情報種集手段の例示・台帳情報の提供に関し必要な事項の概要(内閣府令公布予定)